

〔「他社で整備を実施した直後の中古車」に関する定期点検整備実施状況の表示〕

Q. 他店で定期点検整備を実施した直後の中古車を入庫点検したところ、特に不具合等は見られなかったため、整備を実施しないで販売しようと考えています。点検整備記録簿があり、入庫直前に他店で定期点検整備が実施されているため、広告には「定期点検整備付き」と表示したいのですが、問題ないでしょうか？

A. 「定期点検整備付き」と表示できるのは、販売業者が納車時までの間に、道路運送車両法第48条に規定する定期点検整備を実施（販売業者が外注する場合を含む）する場合で、指定・認証工場の作成する定期点検整備記録簿が交付されるものに限られます*。

したがって、入庫直前に他店で定期点検整備が実施されたとしても、販売業者が定期点検整備を実施しないで販売する場合は「定期点検整備なし」と明瞭に表示してください。

ただし、「定期点検整備なし」と明瞭に表示した上で、「●月●日に定期点検整備を実施済みです」等、「直近に定期点検整備を実施した車両である」旨を表示することは可能です。

※中古車施行規則第12条第1号では、以下のように定められています。

●「定期点検整備付き」

販売業者が、販売時以降、車両引渡し時までの間に道路運送車両法第48条に規定する定期点検整備を実施し、購入者に点検整備記録簿等を交付するもの